

事 務 連 絡
令和元年 5 月 6 日

保険医療機関 各位

滋賀県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴うレセプト等の請求の取扱いについて

平素は本会の業務処理にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

元号の変更につきましては、平成 31 年 4 月 1 日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5 月 1 日施行と定められたところです。

これに伴い、レセプト等の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1 レセプトの請求に係る事項

(1) 紙レセプトによる請求

診療報酬請求書及び診療報酬明細書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

(2) 電子レセプトによる請求

記録条件仕様に年号区分コード「5：令和」が追加されたことから、新元号施行日以降の年号を記録する場合は、年号区分コード「5：令和」を使用するようお願いいたします。

なお、やむを得ず年号区分コード「4：平成」で記録された場合であっても、当分の間、「5：令和」として処理します。

おって、電子媒体の請求に併せて提出頂いている「光ディスク等送付書」において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

また、年月日に関するコメントコードにつきましては、別添資料のとおり現行コードは「平成」に変更され新規コードでは「令和」となっております。コメントによって「平成」と「令和」で使い分けが必要となりますので入力の際にはご注意くださいようお願いいたします。

2 再審査等請求に係る事項

(1) 紙による再審査等請求

再審査等請求書において旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

(2) オンラインによる再審査等請求

新元号施行日以降の年号を記録する場合は、年号区分コード「5：令和」を使用するようお願いいたします。

なお、やむを得ず年号区分コード「4：平成」で記録された場合であっても、当分の間、「5：令和」として処理します。

また、新元号に対応した「医療機関再審査等請求ファイル作成ツール」を「オンライン請求システム」の「マニュアル」に掲載しましたので、ダウンロードの上、ご利用ください。

※. お問い合わせ先

滋賀県国民健康保険団体連合会

審査・業務課 第3係(歯科担当係)

TEL 077-522-3717